

PFSアクションプラン			令和6年度		
令和5～7年度に達成すべきKPI（令和6年度）			<p>環境 2件 (+0件) 就労支援 15件 (+5件) まちづくり 22件 (+4件) 再犯防止 6件 (+1件) 介護 126件 (+12件) 医療・健康 114件 (+17件) その他 38件 (+8件)</p> <p>重点3分野(246件) ①医療・健康 ②介護 ③再犯防止</p>		
PFS事業件数 新たに90件	R6：93件（達成率100%超）				
重点分野の団体数 新たに60団体	R6：28団体（達成率46%）				
先導的なPFS事業を組成	R6：累計1件（R5年度事業：環境事業～名古屋市）				
番号	項目	記載	R6各省取組状況	R7各省取組方針	民間有識者からの意見
3(1) 分野横断的に取り組む事項	ア 共通のガイドラインの作成	▶本アクションプランの内容、これまでに蓄積されたPFS事業のレビュー、地方公共団体、民間事業者、外部有識者、海外の最新知見を踏まえ、現行の共通のガイドラインをアップデートする。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】共通のガイドラインを改訂し（令和6年3月に公表）、相談対応、セミナー等を通じて改訂内容について周知した。	【内閣府】共通のガイドラインの改訂内容について、相談対応、セミナー、勉強会を通じて周知する。	
		▶PFS事業の実施や評価において必要となるデータの活用に関し、実務において生じる留意点や対処の考え方をとりまとめ、共通のガイドラインに盛り込む。（内閣府）	【内閣府】共通のガイドラインの改訂内容において、案件形成の各ステップに取り入れ、相談対応や講師派遣時などにおいて周知した。	【内閣府】（再掲）共通のガイドラインの改訂内容について、相談対応、セミナー、勉強会を通じて周知する。	
	イ PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援	▶地方公共団体におけるPFS活用の実現に向けて、初期の導入可能性の検討に係る現状・課題の分析から、具体的な案件形成の過程を支援する。また、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をさらなるPFSの普及促進に活用できるように発信する。（内閣府）	【内閣府】①未整備森林の整備促進事業、②インクルーシブ雇用促進事業を検討する2団体の案件形成支援を開始した。2か年の案件形成事業であるため、令和7年度中までに報告書を作成し、令和8年度早期に公表する予定である。 【国土交通省】まちづくり分野へのPFSの導入にかかる手引きを令和6年4月に公表した。問い合わせ対応や、各種セミナー等を通じた手引きの周知等を行った。	【内閣府】より本質的、本格的なPFSのモデル事業形成のため、複数年度の案件形成支援事業を実施する。 【国土交通省】問い合わせ対応や、各種セミナー等を通じた手引きの周知等を行うなど、引き続きまちづくり分野におけるPFSの普及を促進する。	・自治体から成果指標についてよく聞かれるが、重要なのは「何を変えたいのか」という視点。インパクト評価は変化を測るものであり、PFSを導入する目的も「どこをどう変えたいのか」にある。成果指標はあくまで方向性を示すもので、厳格な測定と金額反映にこだわると、かえって不適切な指標が生まれかねない。 ・ボトルネックがロジックモデルや指標にあるなら、本来はバックキャストで考えるべき。実務者は目の前の指標にとらわれがちだが、重要なのはロジックモデルの最終成果と大まかな変化を見ること。
		▶案件形成の過程にある地方公共団体に対し、PFS案件組成に必要な成果評価や行政実務の専門家を派遣する制度を整備する。（内閣府）	【内閣府】新たに民間専門家1名、行政実務専門家1名を登録した。2団体に対して民間専門家を派遣した。	【内閣府】引き続き多様な分野や相談内容等に対応可能な専門家を新たに登録することで、より効果的な専門家派遣を実施する。	
		▶PFS事業に活用可能な支援制度等の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者等に提供する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】ポータルサイトで利用可能な支援を掲示するとともに、全国自治体及び情報提供を希望する民間事業者等に情報提供した。	【内閣府】引き続き利用可能な支援制度の情報を提供する。	
	ウ エビデンス環境の充実	▶国の支援制度を活用してPFS事業を実施する地方公共団体等に対し、事業組成に係るエビデンスの活用、事業実施を通じたエビデンスの創出に資するため、成果評価の支援を実施する。（内閣府）	【内閣府】令和6年度開始の4件を含め、全14件のPFS交付金対象事業について、コンサル委託事業による成果評価支援を実施した。終了した交付金対象事業の事後評価結果についても業務報告書を令和7年度早期に公表する予定である。	【内閣府】引き続きPFS交付金対象事業について、成果評価支援を実施する。令和7年度は新たに3～5件程度の採択を予定している。	
		▶国が実施する実証事業、過去の支援事業で活用、創出したデータ・エビデンスを取りまとめ、定期的に発信する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】引き続きアウトカムリストについて、新たな事業で活用されたエビデンスを追加する。	【内閣府】引き続きアウトカムリストについて、新たな事業で活用されたエビデンスを追加する。	
		▶PFS案件形成を行う地方公共団体等からの個別の要望に応じ、国が既存のエビデンスを検索し、共有する体制を構築する。（内閣府、関係省庁）	【全省庁】令和5年度に引き続き、自治体等からの照会受付を行っている。1月末時点で照会はない。	【内閣府】引き続きエビデンス照会制度を運用する。	

番号	項目	記載	R6各省取組状況	R7各省取組方針	民間有識者からの意見
		▶ 精度の高いエビデンス創出につながるPFS事業を実施する地方公共団体に対し、支援を優先的に講じる。(内閣府)	【内閣府】 交付金、案件形成支援等の採択に当たり、エビデンス創出につながる事業を採択した。	【内閣府】 引き続き、エビデンス創出につながる事業を優先的に支援する。	
エ	PFSの普及啓発	▶ PFSのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。(内閣府)	【内閣府】 PFS交付金の支援対象事業等の情報を事例集として追加した。	【内閣府】 引き続き、他自治体の参考となるPFS事業について調査し、事例集として追加する。また、掲載方法についてより参照しやすいものとする。	・裾野を広げるには団体数を増やし、本質的なPFS事業には複数年度の取り組みが望ましい。単年度・複数年度の事業は見える化し、単なる実施報告にとどまらず、予防的措置やアウトカムの事例を示すことで、新規参入が参考にしやすくなる。 ・自治体職員が検討する際にまず参照したいのは類似事例。内閣府PFS室HPが国内最大だと思うが、実施件数約300件の内、掲載件数は50前後で少ない。掲載数を増やすとともに、「基本の考え方、支払いの根拠、指標」について簡単に読み取れるものもあると参照しやすい。 ・またエビデンスについて一覧化し表形式で見えるようにし、余り知見がない方でも活用できるような表現にしてほしい。自治体職員からすると、問合せや講師派遣の申込はハードルが高く、事例集の活用がしやすくなるとPFS検討が進むのではと考える。
		▶ 地方公共団体等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかける。(内閣府、関係省庁)	【内閣府、関係省庁】 実務者セミナー(81名参加、8月)、首長セミナー(265名参加、11月)、実務者セミナー(2月)を実施した。 【経済産業省】 実務者セミナー(2月)を実施した。 【総務省】 地方公共団体を対象とした各種会議(※)を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかけた。 ※全国都道府県地域力創造担当課長会議(5月)、地方財政連絡会議(全国8会場、5~7月)、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(1月)、地域力創造に関する施策説明会(1月)	【内閣府、関係省庁】 引き続き、PFSの普及促進に資するセミナー等を開催する。その際、単なる情報提供のみにとどまらないプログラムについて検討する。	・セミナーで一方的に情報提供するだけでなく、団体同士が課題を共有する協議会のような形が望ましい。経験自治体を中心に、他の団体も参加できる場を作るべき。
		▶ 首長のリーダーシップの下でPFSの導入を本格的・組織横断的に検討する地方公共団体に対して、複数回のセミナーや相談の実施など、継続的な支援を行う。(関係府省庁)	【内閣府、関係省庁】 (再掲) 実務者セミナー(81名参加、8月)、首長セミナー(265名参加、11月)、実務者セミナー(2月)を実施した。	【内閣府、関係省庁】 引き続き、PFSの普及促進に資するセミナー等を開催する。	
		▶ PFSの活用経験のある行政実務専門家、民間実務者が中心となってPFSの普及促進を進める体制を検討する。(内閣府)	【内閣府】 専門家派遣、セミナー等の機会により、国内の先導自治体や民間事業者のノウハウの共有を行った。	【内閣府】 引き続き、専門家派遣、セミナー等の広報を実施する。	
オ	PFS普及促進のための戦略的な予算確保	▶ 地方公共団体によるPFSの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、先導的な事業を中心にPFS推進交付金を拡充するなど、財政支援を実施する。(内閣府)	【内閣府】 令和6年度、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。	【内閣府】 令和7年度も引き続きPFS交付金を効果的に運用する。	
		▶ 関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、PFS事業を優先的な対象とすることや、PFS推進交付金との併用の可否について検討する。(関係府省庁)	【内閣府】 (再掲) 令和6年度、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。 【厚生労働省】 交付金の評価指標(市町村分)に、「PFS(成果連動型民間委託契約方式)による委託事業数」(配点12点/800点満点)を位置付け、評価を行った。	【内閣府】 (再掲) 令和7年度も引き続きPFS交付金を効果的に運用する。 【厚生労働省】 令和7年度予算案において、介護保険の保険者機能強化交付金等を約301億円計上し、引き続き、同交付金の評価指標にPFSによる委託事業数を位置づけていく。	
カ	PFS事業の実施を通じて得られた知見の活用	▶ 先導的な案件を始めとするPFS事業について、行財政効果を含む高い事業効果が期待できる場合は、関係府省庁における将来の政策立案や予算の検討に資するものとして、積極的に情報を共有する。(内閣府)	【内閣府】 先導的な案件について支援等を行った場合については、情報提供する。	【内閣府】 引き続き、先導案件について積極的に情報提供する。	・過去の振り返り総括でも、事業規模の拡大が課題で挙げられた。現状小規模の事業が多いため、金融機関、民間事業者の参入意識を引き出しにくい。対策として先導案件が設けられたが、他の取組も必要ではないか。

番号	項目	記載	R6各省取組状況	R7各省取組方針	民間有識者からの意見
3(2) 医療・健康・介護分野の取組事項	ア 分野別手引きの充実	▶ 共通のガイドラインを踏まえた上で、現行の医療・健康、介護分野の手引きについて充実させる。特に、新たに実施された事例からの知見も活用して標準的モデルを構築し、ロジックモデルや成果指標、支払条件、活用したエビデンスを示すほか、事業に携わった民間事業者や専門家の情報も取りまとめる。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省、経済産業省】共通のガイドラインについては昨年度改訂を行ったところ。今後も新たな知見を加え、よりわかりやすいガイドラインとしていくため、必要に応じて改訂を行っていく。	【厚生労働省、経済産業省】今後も新たな知見を加え、よりわかりやすいガイドラインとしていくため、必要に応じて改訂を行っていく。	
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	▶ 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための事業を実施し、その結果を、地方公共団体等が利用しやすい形で公開する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省】特定保健指導の質向上に向けた取組に関する好事例集を公開した。 【経済産業省】ヘルスケア分野におけるPFS/SIB事業組成バックを公開している。事例が蓄積された領域については、引き続き事業組成バック等の利用しやすいツールの形で公開する。	【厚生労働省】効率的・効果的な特定保健指導の実施のための実証事業を行う。	・健康づくり、特定保健指導PFSが多く、偏りがある。本来は健康寿命延伸の効果を検証し、エビデンスを蓄積していくことが目的ではないか。特定保健指導以外の取組に繋がるような行動が必要ではないかと思う。他にも服薬指導などPFS実施が向いている事業があるのではないか。 多様な取組が増えることで、エビデンスも蓄積されPFS活用可能性も広がるはずである。
	ウ 事例構築を進めるための支援事業の実施	▶ 多様なPFSの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでPFSの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省】PFSに関心のある地方公共団体や民間事業者からの相談に対し必要な助言等を行った。 【経済産業省】個別相談窓口を設置し、自治体から3件、民間事業者から16件の合計19件の相談を受け付け、相談支援を行った。	【厚生労働省】引き続きPFSに関心のある地方公共団体や民間事業者からの相談に対し必要な助言等を行う。 【経済産業省】引き続き相談窓口を設置し、自治体や事業者が案件組成を行う際の相談支援を実施する。	
		▶ 関係省庁の支援を受けたPFS事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省】令和6年3月に、医療・健康及び介護分野の手引きについて更新を行った。 【経済産業省】質の高い健康経営やコラボヘルス推進を目的に、民間事業者間の案件組成支援を行った、来年度以降事業の成果の検証を行う。	【厚生労働省、経済産業省】引き続き相談窓口等を設置する中で課題が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。	
	エ PFSの普及啓発	▶ セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してPFSの活用を働き掛ける。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省、経済産業省】地方公共団体や民間事業者等に対してPFSの活用を働きかけるため、内閣府の主催により、令和6年2月にオンラインでセミナーを開催した。 【経済産業省】実務者セミナー(対面51名、オンライン124名参加、2月)を実施した。	【厚生労働省、経済産業省】令和7年度も引き続き、情報提供や普及啓発を進める。	
	オ 交付金や補助金	▶ 国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診等の分野を含め保険者から民間事業者に委託してPFS事業を実施する場合についても交付対象とする。(厚生労働省)	【厚生労働省】令和2年度以降、国民健康保険の保険者努力支援交付金においてPFS事業を実施する場合の事業実施経費も交付対象としており、令和6年度も継続して交付対象とした。	【厚生労働省】令和7年度も継続して交付対象とする予定。	
		▶ 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて交付金を交付する。(厚生労働省)	【厚生労働省】交付金の評価指標(市町村分)に、「PFS(成果連動型民間委託契約方式)による委託事業数」(配点12点/800点満点)を位置付け、評価を行った。	【厚生労働省】令和7年度予算案において、介護保険の保険者機能強化推進交付金等を約301億円計上した。	
		▶ 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、PFS事業のモデル構築のための費用を補助する。(厚生労働省)	【厚生労働省】公募による補助事業として採択した20事業の実施報告を厚生労働省HPに掲載した。	【厚生労働省】健康保険組合において、PFS事業のモデル構築のために係る費用を補助する。	

番号	項目	記載	R6各省取組状況	R7各省取組方針	民間有識者からの意見
		▶ 地域支援事業交付金を活用したPFS事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。(厚生労働省)	【厚生労働省】内閣府HP (PFS事業に活用可能な支援制度等について) や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により周知。	【厚生労働省】 地域支援事業交付金を活用したPFS事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。 厚生労働省として実施している事業のうち、金額の大きい医療保険・介護保険本体の給付等は、かかった分を全額支払う必要がある性質のものであり、PFS導入は困難である。その中で、PFS導入により効果が期待できるものは継続して実施しており、今後、医療・健康、介護分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討してまいりたい。	・医療健康・介護はボリュームのある分野なので、厚生労働省の旗振りの方向性は、もっと現場寄りにした方がよいのではないかと感じている。手引きを作った、予算用意した、でも使えていないという実態があるので、そこに気を配ってほしい。 ・各省庁は市町村向けの取組をあげているが、主体は厚生労働省。当初は積極的に検討し、委員会などでエビデンスのレベルからハードルが高いという話が出ていたが、省本体での組成の検討が必要。
3 (3) 再犯防止分野の取組事項	ア 分野別手引きの整備	▶ 再犯防止分野の手引きについて、国内のモデル事業の結果等を踏まえて充実させる。(法務省)	【法務省】 昨年度作成した再犯防止分野におけるPFS事業の導入・実施のプロセスを解説する地方公共団体向けの手引きを法務省ホームページ上で公表するとともに、昨年度に引き続き地方公共団体の職員が出席する協議会において、その内容を周知した。また、SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業(以下「モデル事業」という。)については、株式会社日本総合研究所と共同で取組状況や成果を検証しつつ、今後の課題について整理しており、その結果を令和6年度中に取りまとめる予定である。	【法務省】 来年度の取組については、モデル事業の検証結果等を踏まえた地方公共団体向けの手引きの改定を検討する。	
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	▶ 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に期待される政策効果(インパクト)について、参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。(法務省)	【法務省】 成果指標の設定に資するよう、第二次再犯防止推進計画に示された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータを集約し、地方公共団体に提供した。	【法務省】 引き続き、第二次再犯防止推進計画に示された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータを集約し、地方公共団体に提供するとともに、地方公共団体からインパクト等の設定について相談があった場合、適切に支援する。 なお、当省から再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータ提供を受け、そのデータを地方再犯防止推進計画の策定や改定の参考指標として活用している地方公共団体がある。また、国と都道府県の取組である「地域再犯防止推進事業」の事業内容の検討に当たり、一部都道府県から上記データについての相談を受けている。	・法務省として、国として進められるものなのか。自治体については、この分野で実際には件数は増えないし、難しいと思う。自治体レベルでやるのは困難ではないか。
	ウ モデル事業の適切な実施と結果の検証	▶ 令和3年度から開始したモデル事業(SIBによる非行少年への学習支援事業)について、適切な実施を継続する。(法務省)	【法務省】 モデル事業は、当初の計画のとおり令和6年2月に事業を終了した。	【法務省】 左記のとおり。	
		▶ モデル事業の結果について検証を行い、再犯防止分野におけるPFSの有効性、課題、活用可能性等について整理し、新たなモデル事業の実施を検討する際に活用する。(法務省)	【法務省】 モデル事業については、株式会社日本総合研究所と共同で取組状況や成果を検証しつつ、今後の課題について整理しており、その結果を令和6年度中に取りまとめる予定である。	【法務省】 モデル事業については、株式会社日本総合研究所と共同で取組状況や成果を検証しつつ、今後の課題について整理しており、時間を要しているが、令和7年度中に取りまとめる予定である。これを踏まえて、公表の在り方や新規事業の実施の可否について検討する。	・法務省の再犯防止事業は、課題などもあったかと思うが、第二期を行う予定はあるのか。 ・また、検証結果については、もう出るのか。次のアクションにつなげていくのか。再犯防止は、元々海外で取り組まれていたので、日本でも取り上げたいと思うが、環境が相当海外と違うので、どういう成果が出るのか興味がある。学習支援なのは、日本的。社会復帰をどうさせるかという点になってくる。海外は再犯防止そのものである。 ・元々は、成人を対象に行う前に少年を対象に行うという話だったはず。成人の話はどうなったのか。そっちが本丸であり、よりインパクトがあると思う。成人の方をしっかりと検討していく。矯正と保護でデータ連携が課題、再犯防止に結び付くエビデンスがないと言われていたが、そこは変わっていない。課題はあるが、追っていく必要があると思う。ステップアップの意識が必要。
	エ PFSの普及啓発	▶ 地方公共団体に対して、再犯防止分野におけるPFS事業実施のための手引きやモデル事業の実施結果等について、各種会議等の場で情報提供を行い、PFSの活用を働き掛ける。(法務省)	【法務省】 昨年度と同様に、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、全国会議を開催し、再犯防止分野におけるPFS/SIBについて説明するとともに、手引きについて情報提供を行った。	【法務省】 引き続き、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会において、手引きやモデル事業の検証結果等について情報提供を行い、PFS/SIBの活用を働き掛ける。	
	オ 地方公共団体が実施する再犯防止施策におけるPFSの活用の促進	▶ 地方公共団体が実施する再犯防止施策について、PFSの活用を促進し、その導入を支援する。(法務省)	【法務省】 法務省による都道府県を対象とした地域再犯防止推進交付金の実施要領において、事業の委託に当たり、PFSの活用を検討するよう記載した。	【法務省】 令和7年度においても、都道府県を対象とした地域再犯防止推進交付金事業を実施予定であるところ、事業の委託にあたり、実施要領や説明会等において手引きやモデル事業の検証結果等について情報提供を行い、PFSの活用を検討するよう促す。	

番号	項目	記載	R6各省取組状況	R7各省取組方針	民間有識者からの意見
3(4)多様な主体・分野への展開		▶ 毎年度、新たなPFS事業の事例構築を行うためのアジェンダとなる社会課題を設定し、当該課題に関する社会的便益について調査を行う。(内閣府、関係省庁)	【内閣府】改訂版ガイドラインに基づき、個別の事例構築において、多様な効果を経済価値換算する検討を後押しする。	【内閣府】改訂版ガイドラインに基づき、個別の事例構築において、多様な効果を経済価値換算する検討を後押しする。	
		▶ 同時に、モデル的に事業の実施を検討する地方公共団体を募集し、案件形成の支援を実施するとともに、その検討過程で得られた知見を蓄積して公表する。(内閣府)	【内閣府】(再掲)①未整備森林の整備促進事業、②インクルーシブ雇用促進事業を検討する2団体の案件形成支援を実施した。2か年の案件形成事業であるため、令和7年度中までに報告書を作成し、令和8年度早期に公表する予定である。	【内閣府】より本質的、本格的なPFSのモデル事業形成のため、複数年度の案件形成支援事業を実施する。	
		▶ 大学等の研究機関からの提案を契機とする事業案件組成を支援する。(内閣府)	【内閣府】大学等の研究機関への出前講義などを実施したほか、青森県弘前市から弘前大学と提携した案件につき、次年度のPFS交付金に関する相談を受けている。	【内閣府】引き続き、大学等の研究機関に向けた広報、協力を実施する。	・日本はまちづくりのニーズが高い。ハード整備から始めて、ソフトに持つていくところは、国土交通省が注力しているが、可能性を感じている。まちづくり分野では、大学との連携がなされている海外での例はあまりない。評価のところ、担い手の一部を連携させるなど、そういった形の先導事例が生まれるとよい。地域の大学ほど、地域貢献を掲げているので、一緒にPFSをモデルとして作れるとよい。大学が入ることで、自治体を越えて実施できる。 ・海外では研究者が評価機関に関与しているが、日本では大学に話を持っていても担当者不在で進まないことが多い。実際には、関心を持つ個々の研究者がつながることで大学とも連携できる。自治体が大学の上層部に相談しても専門とする研究者までうまくつながらないケースも多いため、研究者リストを作成し、学会などで協力者を募るのが効果的。大学はトップダウンが効きにくいいため、個々の教員とのつながりが重要になる。
		▶ 具体的な成果指標を示すことができるPFSの特長を生かし、個人や企業・団体からの寄附金や、クラウドファンディングの活用など、多様な人が資金提供者として関わる地方公共団体等の事業について、SIBの積極的な活用を促す。(関係府省庁)	【内閣府】多様な支払者が入るPFSの考え方について、改訂版の共通のガイドラインに記載し、相談対応、セミナー等を通じて改定内容について周知した。		
		▶ 従来の官民委託によるPFS事業に加え、社会課題の解決につながる民間の取組の可能性を検討する。(内閣府、関係省庁)	【内閣府】民間が主体となる成果連動型事業について、複数の民間事業者にヒアリングを実施し、調査結果を令和6年5月に公表した。	【内閣府】インパクトコンソーシアム等の産官学金等連携の場において、PFSの知見を共有する。	・インパクトコンソーシアムのデータ・指標分科会について、PFS/SIBに係るデータは重要だと思う。実施を通じた成果指標と支払条件という情報を発信した方がいい。分科会では、マクロな議論が続いているので、手触りのある先行事例について、内閣府から共有したらいいと思う。